

# 第5章 環境の保全・創造への基盤づくり

## 第1節 開発における環境配慮の実施

### 1 環境影響評価の実施

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について評価を行い、環境保全に配慮する仕組みであり、環境アセスメントの推進は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策です。

わが国では、昭和50年代に、「環境影響評価法」の制定に向けた努力がなされ、昭和56年に法案が国会に提出されましたが、昭和58年衆議院解散に伴って廃案となりました。廃案後、当面実効のある措置を講じるために、昭和59年8月に法案要綱をベースとして「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され（閣議決定要綱）これに基づき環境アセスメントが実施されてきました。また、この他に、港湾法、公有水面埋立法等の個別法、発電所の立地に関する通産省省議決定等の行政指導等に基づき環境アセスメントが実施されてきました。

その後、平成5年の環境基本法の国会審議や環境基本計画で示された政府方針を踏まえ、平成6年7月から平成8年6月にかけて、関係省庁が一体となって内外の環境影響評価制度の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施しました。その結果を受け、平成8年6月28日に内閣総理大臣から中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問が行われました。

中央環境審議会では、国民各界各層から意見聴取を行い、平成9年2月10日に法制化に向けた答申を公表しました。

環境庁は、この答申に示された基本原則を受けて、政府部内の調整を行い、3月28日には「環境影響評価法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

こうして、環境影響評価法は、平成9年5月6日に衆議院本会議において可決され、6月9日に参議院本会議において可決され成立し、6月13日に公布されました。平成9年12月3日に施行令、12月12日に環境影響評価に係る基本的事項が公布され、平成10年6月12日に施行規則及び技術指針等を定めた主務省令が公布され、平成11年6月12日から全面的に施行されました。なお、環境影響評価法の基本的事項については、5年程度ごとに点検・見直しを行うこととなっており、平成17年3月30日に基本的事項の改正が告示され、これに伴い主務省令の改正が、平成18年3月30日に公布、平成18年9月30日に施行されました。

本県においても、平成4年8月25日に徳島県環境影響評価要綱を告示し、平成5年2月1日から施行し、先の個別法令、要綱等の規定に基づき実施されている各種事業等に係る環境影響評価について、環境保全の立場から審査・指導・助言等を行ってきました。平成8年5月29日に建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱の一部が改正され、対象事業に堰の建設が追加されたことをかんがみ、平成9年2月10日に徳島県環境影響評価要綱を改正し、対象事業に堰の建設を追加しました。

また、国において環境影響評価法が定められたこと及び他県等において環境影響評価制度の見直し作業が進められていること、及び平成11年3月に公布された「徳島県環境基本条例」において環境影響評価の推進が打ち出されていることから、平成11年11月4日に徳島県環境審議会に対し、「徳島県環境影響評価条例（仮称）のあり方について」諮問を行い、平成11年11月15日に同審議会から答申がなされました。

この答申を踏まえた条例案が、平成12年2月議会で可決され、平成12年3月28日に「徳島県環境影響評価条例」を制定し、公布しました。

平成12年8月8日には対象事業の規模等を定めた「徳島県環境影響評価条例施行規則」を公布、平成13年3月27日には環境影響評価及び事後調査についての技術的事項を定めた「徳島県環境影響評価技術指針」を告示し、平成13年3月27日から徳島県環境影響評価条例を全面的に施行しています。

## 2 公共工事における環境配慮

県土整備部所管の公共事業には、河川・海岸の保全・土砂災害対策など暮らしを自然災害から守る事業、道路・港湾・空港等の総合交通体系の整備など地域の活力を生み出していく基盤をつくる事業、公園や下水道の整備などより良い環境づくりを行う事業があります。

しかし、事業の実施により生じる環境への影響を認識し、様々な環境への影響を緩和しつつ、より質の高い環境を創造していくことが求められています。

このことから、平成10年度に「徳島県公共工事環境配慮指針」を策定し、公共工事における環境配慮の実施を推進しており、平成16年度にはこの指針を改定（「徳島県公共事業環境配慮指針」）し、環境に配慮した公共事業の一層の推進に取り組んでおります。

農林水産部所管の農業農村整備事業においては、平成13年度の土地改良法の改正により、「環境との調和への配慮」が必要となりました。

このため、「徳島県環境配慮マニュアル」を作成し、県が事業主体となる平成15年度以降の新規事業について、調査・計画段階から環境配慮への取り組みを進めております。

また、この一環として環境の専門家等からなる第三者機関「徳島県田園環境検討委員会」を設置し、指導・助言を求めることとしております。

## 3 土地利用対策

### (1) 総合的な土地利用計画

国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として制定された国土利用計画法に基づき、本県においても総合的な土地利用計画として、徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画を策定しています。

#### 国土利用計画

県土の利用に関する行政上の指針となるものとして、平成9年3月に徳島県国土利用計画（第三次）を策定しています。

この計画は「県土の利用に関する基本構想」、「県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「目標を達成するために必要な措置の概要」について定めています。

なお、第三次計画においては、少子化、高齢化の急速な進行、環境問題への関心及び県土の安全性に対する期待の高まり等に対応して、土地需要の量的な調整と県土利用の質的向上を図ることを課題としています。

#### 土地利用基本計画

徳島県土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制を実施するにあたっての基本となる計画です。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、それぞれ規制の基準としての役割を果たすものです。

この計画は、県土について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域を表示した「計画図」並びに五地域区分ごとの土地利用の原則、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定めた「計画書」によって構成されています。

なお、五地域区分の面積は表2-5-1のとおりです。

表2-5-1 五地域区分の面積

(単位：ha、%)

区 分	面 積	県土面積に対する割合
都 市 地 域	62,303	15.0
農 業 地 域	246,772	59.5
森 林 地 域	312,947	75.5
自 然 公 園 地 域	38,001	9.2
自 然 保 全 地 域	59	0.0
白 地 地 域	513	0.1
県 土 面 積	414,569	100.0

## (2) 土地取引の規制

国土利用計画法では、適正かつ合理的な土地利用の確保の観点から土地取引について届出・勧告制度を設けています。

届出・勧告制度は周辺の土地利用上大きな影響力がある一定面積以上の土地取引について規制し、その波及効果により適正かつ合理的な土地利用の実現を図ろうとするものです。

一定面積（市街化区域内では2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域では5,000㎡、都市計画区域外の区域では10,000㎡）以上の一団地の土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約を締結した日から起算して2週間以内に、当該土地が所在する市町村の長を経由して、知事に土地の利用目的などを届け出るよう義務づけられています。知事はこの利用目的が不適当な場合には、利用目的の変更を行うよう勧告することができ、勧告に従わない場合には公表することができるものとされています。

平成19年度の土地売買等の届出の処理状況は、表2-5-2のとおりです。

表2-5-2 土地売買等の届出の処理状況

利用区分	届 出		処理状況							
			不 勧 告		勧 告		取 下 げ		公 表	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
住 宅	15	34,303	15	34,303	0	0	0	0	0	0
生産施設(工場等)	5	54,056	5	54,056	0	0	0	0	0	0
商業施設	5	19,088	5	19,088	0	0	0	0	0	0
林 業	18	4,638,803	18	4,638,803	0	0	0	0	0	0
農業畜産業	2	33,022	2	33,022	0	0	0	0	0	0
そ の 他	238	5,345,293	238	5,345,293	0	0	0	0	0	0
計	283	10,124,566	283	10,124,566	0	0	0	0	0	0

## (3) 大規模開発行為

県土の無秩序な開発を防止し、県民の安全で良好な地域環境の確保と県土の均衡ある発展を図るため、民間が行う一定面積以上の開発行為については、「徳島県土地利用指導要綱」を定め、昭和48年8月1日から指導を行ってきました。

徳島県土地利用指導要綱では、一定面積（市街化区域5,000㎡、その他の区域10,000㎡）以上の土地の形質の変更を伴う開発に際し、開発者は事前に当該土地の所在する市町村の長を経由して知事に対して開発協議を行い、開発承認を得た上で適正な開発を行うことを求めています。

また、土地利用指導要綱の適正な運用を図るため、庁内に設置している徳島県土地利用対策会議の定例会を毎月1回開催し、開発協議の内容等について調査・審議し適正な開発指導に努めています。

なお、平成19年度の要綱に基づく開発協議の処理状況は、表2-5-3のとおりです。

表2-5-3 要綱に基づく開発行為協議の処理状況

利用区分	協 議		処 理 状 況					
			承 認		取 下 げ		審 査 中	
	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )
砂利岩石採取	2	384,941.00	2	384,941.00	0	0	0	0
廃棄物処理施設用地	1	16,388.00	1	16,388.00	0	0	0	0
農林業施設用地	3	125,934.51	3	125,934.51	0	0	0	0
公園用地	1	23,068.00	1	23,068.00	0	0	0	0
計	7	550,331.51	7	550,331.51	0	0	0	0

#### 4 今後の取り組みの方向性

##### (1) 環境影響評価の実施

持続可能な社会の構築のため、国際的に戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment) の導入が大きな流れとなっています。

戦略的環境アセスメントとは、政策、計画、プログラムを対象とする環境アセスメントであり、事業に先立つ上位計画や政策などの段階で、環境への配慮を意志決定に統合するための仕組みであります。

国においては、環境影響評価法(平成9年公布)の国会審議における付帯決議の中で「戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること」とされ、「戦略的環境アセスメント総合研究会」において検討・研究がなされてきました。

その後、平成18年4月に策定された第三次環境基本計画において、「戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図ること」が盛り込まれたことから、平成19年3月に「戦略的環境アセスメント総合研究会」によって「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が取りまとめられ、同年4月に環境省から関係省庁や都道府県等に対して戦略的環境アセスメントの取組を促進するよう要請がなされております。

また、地方公共団体においては、これらの国の動向等を踏まえ、独自に制度化を試みる団体も見受けられるようになってきています。

このような状況の中、本県においても、環境影響評価条例(平成12年公布)制定の際に、県環境審議会から出された答申の中で「個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位計画や政策についても、環境保全について配慮することが必要であり、こうした計画段階での環境影響評価の実施は、事業実施段階に比べ計画熟度が低いため、予測の不確実性が高く技術上の課題もあるなど、具体的な手続のあり方については、国の動向や国内外の研究成果を踏まえ、具体的な検討を進めることが望ましい。」とされたこと等から、「環境アセスメント推進検討会」を立ち上げ、戦略的環境アセスメントの導入に向けた研究・検討を進めていますが、引き続き、国や他県の動向等を見守りながら、調査・検討を重ねていきます。

##### (2) 公共工事における環境配慮

徳島県公共工事環境配慮指針は、平成10年度に策定していますが、その後、県内においては、徳島県環境影響評価条例やとくしまピオトップ・プラン等を策定し、国においては循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法等が施行され、公共事業をとりまく情勢が変わってきたことから、平成16年度に同指針を改定しました(「徳島県公共事業環境配慮指針」)。今後ともこの指針を活用しながら、環境に配慮した施設整備の推進を図っていきます。

農業農村整備事業において環境配慮を進めるにあたっては、環境配慮手法の定着と調査データや技術の蓄積が必要であるとともに、受益農家や地域住民など関係者の理解と協力が重要です。

このため、県内専門家等の協力を得ながら徳島県田園環境配慮マニュアルの作成や環境調査データの蓄積を進めるとともに、研修会や地元説明会等を通じて受益農家等に対する情報提供を推進します。

(3) 土地利用対策

今後とも、国土利用計画法の適正な運用により、自然環境の保全と健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めてまいります。